

かたの民報

議会版

2008年9月21日
NO. 1443

【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田7-44-21
☎894-2835

来年10月から、住民税も年金天引きに!



市は今議会に、「公的年金からの住民税天引き」などを含む条例改定を提案。日本共産党は、総務文教常任委員会において、すでに年金からは介護保険料や後期高齢者医療保険料などが引かれており、これ以上の年金天引きは高齢者の生存権を侵害するものだと反対しました。

4月に自民・公明の与党により地方税法の改悪が行われました。今回の条例改定はそれに伴うもので、65歳以上の人が受け取る公的年金から、個人住民税を天引きする特別徴収制度を導入するものです。

政府は導入理由を、年金受給者の納税便宜や徴収の効率化を図るためとしており、天引きが実施されるのは、平成21年10月支給の年金からです。

総務省によると、年金受給者のうち特別徴収の対象者数は5百〜6百万人ということですが、本市の特別徴収は、約5千人が対象だということです。

新たな自治体負担が増える

特別徴収を実施するにあたって電子システム整備が必要となります。国は、初年度「個人住民税公的年金特別徴収システム開発委託料」として交野市へ交付税措置(約2千万円)を行っています。しかし、次年度以降の交付税措置は決まっておらず、自治体の新たな財政負担が予想されます。また、これまで住民税の支払いが困難な



場合などには、減免や分割納付などが認められていますが、市は、「今回の制度改定で分納は考えられない」と答弁しました。



税は自主納付が基本、天引きは生存権の侵害

住民税の年金天引きは、消費税と同様、まさに「取りやすいところから取る」手法です。介護保険料に始まり、国民の怒りが爆発している後期高齢者医療保険料、そして交野市では10月から国民健康保険料の年金天引きも行われます。消えた年金問題が、未だ解決されていない状態のもと

日本共産党の一般質問

9月24日(水)午後、または25日(木)午前の予定

ぜひ傍聴にお越し下さい。

質問内容

- ・第2京阪道路について
- ・学校耐震化について
- ・浸水対策について
- ・あまだのみや幼稚園の廃園計画について
- ・府行革の市への影響と対応について



で、本人の意向をふまえないやり方に、年金収入のみの高齢者からは、「生活費より、また先にとられるのか」と怒りが広がっています。住民税は自主納付が基本であり、公的年金からの天引

きは憲法25条の生存権を脅かすものです。

(裏面へ続く)

